

令和2年12月21日

保険薬局会員各位

(一社)姫路薬剤師会会長 浦上文男

医療保険担当副会長 藤原 昭

「小児の外来における対応について」

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

12月15日、厚生労働省保健局医療課より、表題についての事務連絡がありました(一部抜粋)。

1. 小児の外来における対応について

新型コロナウイルスの感染が拡大している間、小児の外来における診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療等を実施した場合、以下の取扱いとする。

なお、その診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得ること。

上記同意について、薬歴に記載し記録として残しておいてください。

本取扱い(12点)は、令和3年9月調剤分までの措置とされております。

算定方法等につきましては、ご使用のレセコン会社から暫定的な対策が届いていることかと存じますので、それに従ってください。

その他連絡

- ① 12月29日から翌年1月3日までの間に開局される薬局につきましては、処方箋受付1回につき夜間・休日等加算(40点)を算定できますので、取りこぼしのないようご注意ください。その際、算定要件である「開局時間の表示」等がなされているか今一度チェックしてください。
- ② 2021年2月20日(土)に姫路支部主催の指定後講習会を開催することになりました。

以上